令和６年度（2024年度）

応援あります！

そっか、農地バンク使えばいいのか。

- ✓ 協力金
- ✓ 税の軽減

貸したい！

＼リタイア／

リタイアするから農地を貸したい

＼不在地主／

都会にいるので誰かに貸したい

借りたい！

＼規模拡大／

農地をふやして規模拡大したい

＼農地交換／

分散した農地をまとめたい

＼新規就農／

農業を始めるので農地を借りたい

こんな時は、農地バンクにご相談ください！

（農地中間管理機構）

お問い合わせは、都道府県の農地バンク、市町村農政担当課、農業委員会または地方農政局まで。

農地バンク/農地中間管理機構　検索

農林水産省

農地バンクを活用しましょう！

◆　農地バンク事業(農地中間管理事業)とは？

都道府県知事が指定する農地バンク（農地中間管理機構）が、地域計画（目標地図）に位置付けた受け手に対して、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸付けする事業です。

※　地域計画（目標地図）が策定されていない地域では、農業委員会の要請等に応じて農地を貸し借りします。

◆　農地バンクを活用するメリット

出し手のメリット

1　公的機関だから安心

賃料は農地バンクから確実に振り込まれます。

賃料や貸借期間などの貸借契約に係る条件調整は農地バンクが行うため、所有者自ら受け手と交渉する必要はありません。

2　契約期間満了後は農地は返却されます

一度農地を貸したら返ってこないということはなく、農地バンクに貸した農地は、貸付期間終了後に必ず農地が返ってきます。

引き続き、他の方に耕作してもらいたい場合は、再貸付が可能です。

3　農地は適切に耕作されます

貸し付けた農地は、地域の話合いをもとに、意欲ある受け手等に転貸され、適切に管理されます。

また、受け手が不在になった場合も地域の話合いに基づいて新たな受け手に転貸するとともに、転貸までの間は農地バンクが適切に管理します。

4 税制の優遇措置が適用されます

農地バンクに農地を貸し付けた場合、次の税金の優遇措置が受けられます。

① 所有する全農地を、新たに、まとめて農地バンクに貸し付けた場合、農地バンクに貸し付けた農地の固定資産税が１／２に軽減
（10年以上の貸付は３年間、15年以上の貸付は５年間軽減）

② 相続税・贈与税の納税猶予を受けている場合に、納税猶予の適用農地を貸借しても、農地バンクを通じた貸借であれば納税猶予が継続します。

※ 貸借だけでなく売買でもメリットがあります

農地バンクを通じて農地を売った方には800万円の譲渡所得の特別控除などの適用を受けることができます。

受け手のメリット

1 農地の集約化をサポートします

地域の話合いに基づきまとまった一団の農地を長期間にわたって安定して借りることが可能です。

2 賃料の支払いや契約事務が楽になります

複数の地権者から農地を借りる場合であっても地権者への賃料の支払いは農地バンクが行うので、受け手は賃料をまとめて農地バンクに支払えばよく、手間がかかりません。

賃貸借契約も受け手は農地バンクから農地を借りるため、農地バンクとの契約のみとなります。

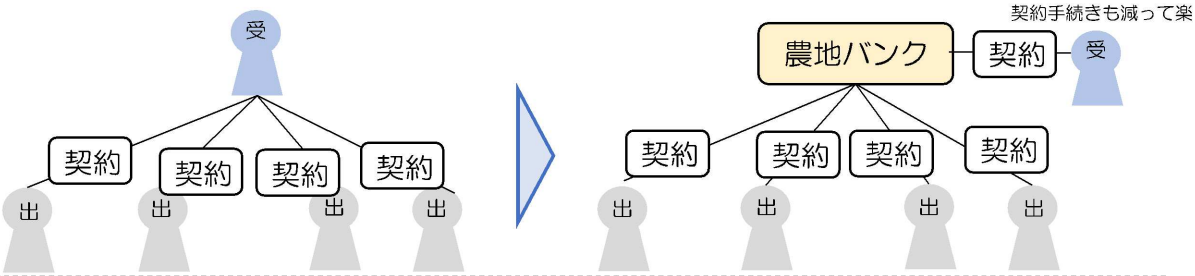

3 所有者の相続等にも対応しています

農地所有者に相続があっても、農地所有者は農地バンクに農地を貸しているので、農地バンクが対応いたします。

また、所有者不明農地も農地バンクを通じれば最長40年間借り受けることができます。

地域のメリット

1 機構集積協力金が支払われます

まとまって農地を貸し付けた地域や農地バンクからの転貸により集約化を進める地域に協力金が交付されます。

協力金の使途は地域で決めることができますので、農業機械の購入、鳥獣害対策などの受け手支援、賃料先払いなどの出し手支援、農道の維持管理などの地域支援など地域の実情に合わせて活用できます。

農地バンクを活用した地域の皆さんに
協力金・奨励金をお支払いします！

1 機構集積協力金交付事業（地域タイプ）

農地バンクを活用し、地域の農地を集積・集約化して生産性の向上を目指しましょう！

（1）地域集積協力金

地域の皆さんで話し合って、まとまった農地を農地バンクに貸し付けましょう！
農地バンクに貸し付けた農地の割合に応じて協力金をお支払いします。

【取組イメージ】

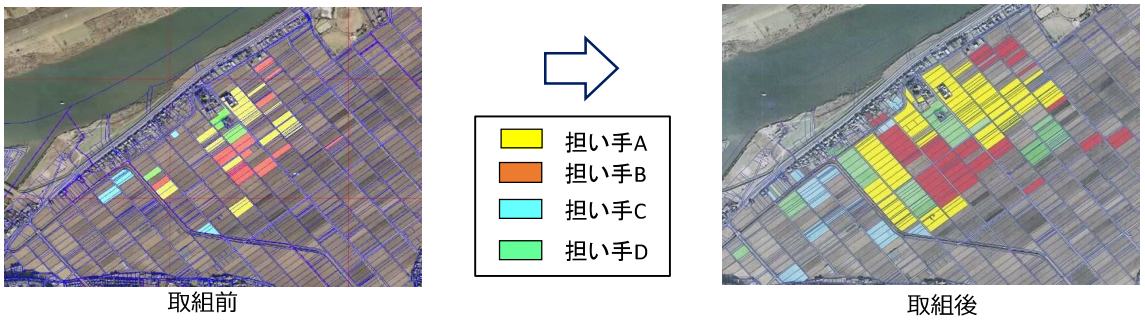

取組前　　取組後

〈C県S町の事例〉
高齢化により農地を手放したいと考える所有者が増加していたため、農地の遊休化を懸念する担い手が、町担当者や農地の出し手に地区の農地の集積を提案し、農地バンクを活用して担い手への農地集積と集約化に結びつけました。

取組成果
- 担い手への集積面積（集積率）
  14ha（22%）から40ha（59%）に増加
- 担い手の平均経営面積
  4haから10haに拡大
  （1団地当たりの平均面積も拡大）

【交付イメージ】

① 地域の農地面積：68ha
② 地域内の農地バンクへの貸付面積：50ha
③ 事業実施年度の農地バンクへの貸付面積：36ha
④ 新たに担い手に集積された面積：26ha

■ 農地バンクの活用率
② ÷ ① ×100 ＝ 74%（区分３）
■ 交付対象面積
③ ＝ 36ha
■ 交付要件の確認
④ ÷ ③ ＝ 72% → OK
■ 交付額
③ × 2.2万円/10a ＝ 7,920千円

□ 交付単価

	農地バンクの活用率		交付単価（貸付面積）
	一般地域	中山間地域	
区分１	40%超50%以下		1.3万円/10a
区分２	50%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分３	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分４	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
区分５		80%超	3.4万円/10a

地域に対して 7,920千円 を交付

※ 農地バンクを通じて農作業委託をした農地面積も対象となります。その場合、1/2の交付単価になります。

【交付要件】

以下の①～③のすべての交付要件を満たすことが必要です。

① 農地バンクの活用面積が一定以上であること

地域の農地面積に占める農地バンクへの貸付面積（**農地バンクの活用率**）が**40%（中山間地域は15%）以上であること**が必要です。

$$\text{農地バンクの活用率} = \frac{\text{農地バンクへの貸付総面積※（農地バンクを通じた農作業受委託含む）}}{\text{地域内の農地面積}}$$

※ 事業実施以前の農地バンクへの貸付面積を含みます。

注 過去に交付を受けたことのある地域にあっては、前回交付を受けた区分よりも上位の交付区分で申請する必要があります。

	農地バンクの活用率		交付単価（貸付面積）
	一般地域	中山間地域	
区分１	40%超50%以下		1.3万円/10a
区分２	50%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分３	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分４	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
区分５		80%超	3.4万円/10a

---

②－１ 交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積されること

交付対象面積（※）のうち**10%以上が認定農業者や認定新規就農者等の担い手に貸し付け**られることが必要です。

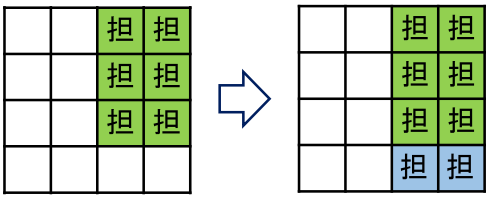

交付対象面積：16ha（１ha×16筆）
【貸付時点】
担い手への集積面積：６ha
【転貸後】
担い手への集積面積：８ha
新規集積面積：８ha－６ha＝２ha
→ ２ha÷16ha＝**12.5%**

※ 交付対象面積とは、対象期間内の貸付面積と農作業委託面積を指しますが、再貸付面積や貸付期間６年未満の農地を除きます。

②－２ 同一の耕作者が耕作する団地面積が10%以上増加すること

地域の農地面積に占める**同一の耕作者が耕作する１ha以上の団地面積が10%以上増加**することが必要です。

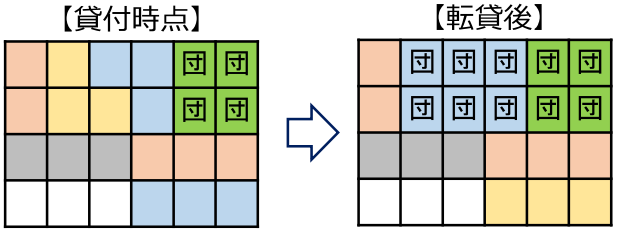

地域内の農地面積：7.2ha（0.3ha×24筆）
【貸付時点】
１ha以上の団地面積：1.2ha（17%）
【転貸後】
１ha以上の団地面積：3.0ha（42%）
増加割合：42%－17%＝**25%**

注 ②－１又は②－２のいずれか一方の交付要件を満たすことで、交付申請可能となります。

---

③ 農地バンクに団地として農地を貸し付けること（農地バンクの活用率が区分１～３の場合のみ）

農地バンクの活用率が区分１～３の地域に限り、**農地バンクへの貸付総面積のうち１割以上を１ha以上**（中山間地域は0.5ha以上）**の団地として貸し付ける**ことが必要です。

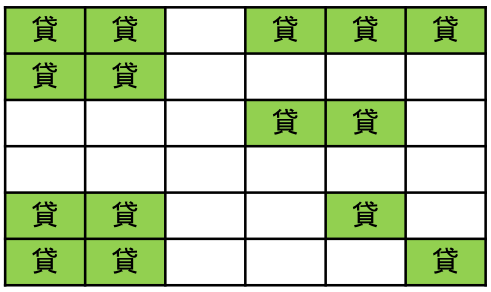

地域内の農地面積：10.8ha（0.3ha×36筆）

農地バンクへの貸付総面積：4.5ha
農地バンクの活用率：42%（区分１）
１ha以上の団地面積：2.4ha

貸付総面積に占める１ha以上の団地面積
→2.4ha÷4.5ha＝**53%**

※ 事業実施年度中の農地バンクへの貸付農地だけでなく、過年度の貸付農地で団地を構成している場合でも交付要件を満たします。

（2）集約化奨励金

農地バンクを活用して地域の農地を集約化しましょう！
団地面積の増加割合に応じて協力金をお支払いします。

【取組イメージ】

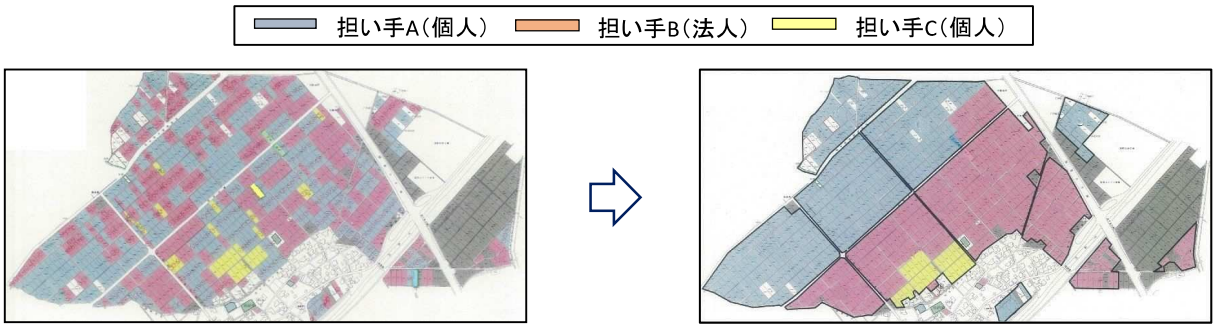

＜T県I市の事例＞
耕作条件が良く、担い手が競合して農地集積を進めてきたため、分散錯圃が生じていましたが、市の担当者が、農地交換による集約化を担い手に提案し、農地バンクを活用して分散錯圃の解消に結びつけました。

取組成果

■ 担い手が利用する団地数：30カ所から８カ所まで減少（１団地当たりの平均面積も0.7haから８haに拡大）

〈 団地化のイメージ 〉

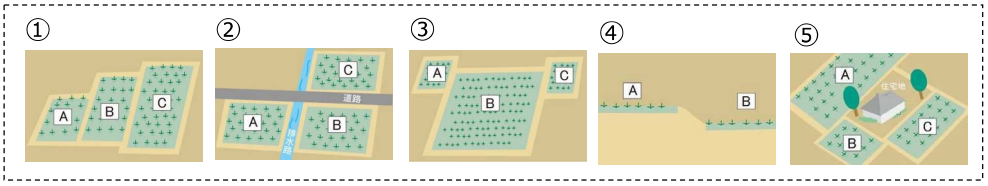

【交付イメージ】

① 地域の農地面積：83ha
② 取組前の1ha以上の団地面積： 5ha
③ 取組後の1ha以上の団地面積：32ha
④ 農地バンクから転貸された面積のうち
新たに増加した団地面積：27ha

ロ 交付単価

	団地面積割合	交付単価（転貸面積）
区分１	10ポイント増	1.0万円/10a
区分２	20ポイント増	3.0万円/10a

■ 交付単価
（③ ÷ ① ×100）－（② ÷ ① ×100）＝ 32ポイント増加 ⇒ 区分２（3.0万円／10a）
■ 交付対象面積
④ ＝ 27ha
■ 交付額
④ × 3.0万円/10a ＝ 810万円

地域に対して 810万円 を交付

※ 農地バンクを通じた農作業受託をした農地面積も対象となります。その場合、1/2の交付単価になります。

【交付要件】

○　地域内農地面積に占める団地面積が一定割合増加すること

地域の農地面積に占める次の団地面積は10ポイント以上増加するが必要です。

①　同一の耕作者が耕作する１ha以上の団地面積

②　目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による１ha以上の団地面積

【事業内容】

1　一般タイプ

地域内の農地を**農業者ごとに団地化**し、農地の集約化に取り組む地域を支援します。

【取組前】（14.7ha(30a×49筆)）

１ha以上の団地面積
4.2ha（農業者青：3.0ha、農業者赤：1.2ha）

【取組後】（14.7ha(30a×49筆)）

１ha以上の団地面積
12.0ha（農業者青：3.6ha　農業者橙：1.8ha、農業者赤：2.7ha　農業者緑：2.4ha、農業者灰：1.5ha）

団地面積の割合

28.6%（4.2ha／14.7ha）　⇒　**81.6%**（12.0ha／14.7ha）・・・**53.0%の増加**

新たに団地化した面積（交付対象面積）

4.2ha　⇒　12.0ha・・・7.8ha

交付額

7.8ha　×　3.0万円/10a・・・2,340千円

2　受け皿準備タイプ

目標地図において「今後検討等」となっている将来の受け手が位置付けられていない農地について、地域内の農業者の農地の団地化に併せ、**受け手が位置付けられていない農地も団地化**することで、**将来の受け手が農地を引き受けやすくする取組**を支援します。※受け手が位置付けられていない農地の団地化のみ取組は対象外。

【取組前】（14.7ha(30a×49筆)）

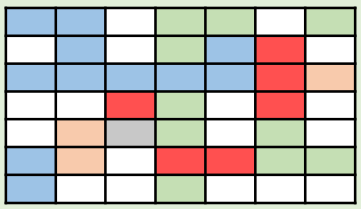

同一の耕作者の１ha以上の団地面積
2.7ha（農業者青：2.7ha）
受け手不在農地の１ha以上の団地面積
0.0ha

【取組後】（14.7ha(30a×49筆)）

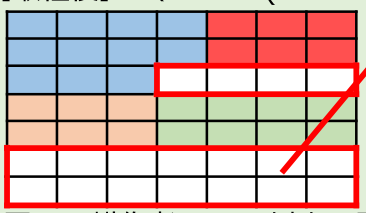

目標年度（事業実施年度の３年度後）までに引き受け手に転貸することが必要です。

同一の耕作者の１ha以上の団地面積
9.3ha（農業者青：3.3ha　農業者橙：1.8ha、農業者赤：1.8ha　農業者緑：2.4ha）
受け手不在農地の１ha以上の団地面積
5.4ha　今後未定A：4.2ha　今後未定B：1.2ha
※今後未定Ａについては、1団地の上限4haを適用

団地面積の割合

18.4%（2.7ha／14.7ha）　⇒　**100.0%**（14.7ha／14.7ha）・・・**81.6%の増加**

新たに団地化した面積（交付対象面積）

同一耕作者：2.7ha　⇒　9.3ha・・・6.6ha

受け手不在：0.0ha　⇒　5.4ha・・・5.2ha　※受け手不在の場合１団地の上限は4.0ha
（中山間地域は2.0ha）

交付額

6.6ha×3.0万円/10a＝1,980千円 ＋ 5.2ha×1.5万円/10a＝780千円・・・2,760千円